

新型コロナウイルス感染症の影響による減免のお知らせ

保険税・保険料の減免の対象となる人

①保険税・保険料が全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人

②保険税・保険料の一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の(1)～(3)の全てに該当する人

世帯の主たる生計維持者について

(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、令和2年に比べて**30%以上減少**する見込みであること

(2)令和2年の所得の合計額が**1,000万円以下**であること（介護保険料の場合は除く）

(3)収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、令和2年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注1) 主たる生計維持者の前年の所得が0円以下の場合、減免対象外となります。

注2) 減免の対象となる保険税・保険料については、納期限を過ぎたものは減免対象外となりますので、申請される場合は、お早めをお願いします。

減免制度や減免に必要な申請書類については、7月に送付している納税通知書などと一緒にチラシを同封していますので、ご覧ください。

【問合せ先】

◆国民健康保険	税務課 課税班	☎ 20-1118
◆後期高齢者医療制度	健康推進課 高齢者支援班	☎ 20-1153
	青森県後期高齢者医療広域連合	☎ 017-721-3821
◆介護保険	健康推進課 高齢者支援班	☎ 20-1153



国民年金保険料の免除制度について

令和3年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がり、下記の条件2つを満たす場合、国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

①令和3年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。

②令和3年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になること。

詳しい手続き方法や申請書などは、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) でご確認いただくか、三戸町役場 住民福祉課までお問い合わせください。なお、コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、郵送による手続きをご活用ください。



国民年金保険料の免除を受けずに未納のままにしていると、将来の老齢基礎年金や、障がい・死亡など不慮の事態が発生した際の障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。納付が困難な場合は、免除制度をご活用ください。

《問合わせ》八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742 / 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151